

# 城西国際大学における公正な研究活動推進体制

令和5年1月25日現在

## 学 長

### 【城西国際大学における公正な研究活動の推進に関する規程】

第3条 学長は、研究者の行動規範及び不正行為等への対応の体制を整備しなければならない。

### 統括研究倫理推進責任者（学長が指名する者）

### 【城西国際大学における公正な研究活動の推進に関する規程】

第6条 本学に、公正な研究活動を推進するための取組、本学行動規範等研究活動において守るべき作法及び研究倫理に関する教育並びに啓発の実施を統括させるため、統括研究倫理推進責任者を置く。

2 統括研究倫理推進責任者は、学長が指名する者をもって充てる。

## 部 局 長

### 【城西国際大学における公正な研究活動の推進に関する規程】

第4条 各部局の長は、部局における固有の要因等を勘案した上で、本学行動規範等研究活動において守るべき作法及び研究倫理に関する教育、啓発その他公正な研究活動を推進するための取組を実施しなければならない。

人文科学研究科長  
経営情報学研究科長  
福祉総合学研究科長  
ビジネスデザイン研究科長  
薬学研究科長  
国際アドミニストレーション研究科長  
経営情報学部長  
国際人文学部長  
福祉総合学部長  
薬学部長  
メディア学部長  
観光学部長

看護学部長  
留学生別科長  
水田記念図書館長  
水田美術館長  
情報科学研究センター長  
生命科学研究センター長  
地域連携推進センター長  
キャリア形成・就職センター長  
国際連携推進機構長  
スポーツ推進機構長  
イノベーションベース代表  
事務機構にあつては事務局長

## 公 正 な 研 究 活 動 推 進 担 当 者

### 【城西国際大学における公正な研究活動の推進に関する規程】

第16条 研究倫理教育及び研修の実施、研究倫理に関わる相談及び助言、本学行動規範等研究活動において守るべき作法及び研究倫理に関する教育並びに啓発を実施させるため、部局長の下に、公正な研究活動推進担当者を置く。ただし、部局の事情を勘案し、複数部局が合同で担当者を設置することができる。

第17条 公正な研究活動推進担当者は、当該部局の相談窓口として、当該部局に係る研究者からの研究倫理に関する相談等に対応する。